

栃木県委託業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、「栃木県業務委託検査要領」第8条の規定により、環境森林部、農政部及び県土整備部が所掌する建設工事関連委託業務の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受託業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務（以下「委託業務」という。）は、次の各号に掲げる業務をいう。

- 一 地質・土質調査業務
- 二 測量業務及び用地測量業務
- 三 調査業務、計画業務及び設計業務
- 四 単純調査業務（委託業務成績評定考査基準に定める単純調査業務）

2 評定は、原則として当初及び完了時の契約金額が500万円以上の委託業務について行うものとする。ただし、発注者が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

(評定者)

第3条 委託業務の評定者（以下「評定者」という。）は、「栃木県業務委託検査要領」第2条に定める検査員並びに「栃木県業務委託監督執務要領」第2条に定める総括監督員及び主任監督員（以下「監督員」という。）とするものとする。

(評定の方法)

第4条 評定は、本要領及び別に定める委託業務成績評定考査基準に基づき、別記様式第1の委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）により、委託業務ごと評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

(評定の時期)

第5条 検査員である評定者は完了検査を実施したとき、監督員である評定者は委託業務が完了したとき、それぞれ評定するものとする。

(評定表の提出等)

第6条 検査員は、評定表を取りまとめの上、知事が契約した委託業務については当該委託業務を所掌する部長（以下「部長」という。）に、出先機関の長が契約した委託業務については、当該出先機関の長（以下「出先機関の長」という。）に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第7条 部長又は出先機関の長は、評定の結果を別に定める「栃木県工事等成績評定結果通知公表実施要領」（以下「公表実施要領」という。）により、当該委託業務の受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 部長又は出先機関の長は、第7条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 部長又は出先機関の長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該委託業務等の受注者にも通知するものとする。

(評定の結果の公表)

第9条 評定結果は、「公表実施要領」により、公表するものとする。

(附 則) (平成30年2月1日制定 森整第917号、農振第777号、技管第296号)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 「栃木県環境森林部委託業務成績評定要領」、「栃木県農政部委託業務成績評定要領」、「栃木県土整備部委託業務成績評定要領」は廃止する。

別記様式第 1

委託業務成績評定表

平成〇〇年 月 日作成

課・事務所名 _____

契約番号		工事番号、地区番号	
委託名			
委託箇所			
契約金額			
履行期間			
完了年月日			
完了検査年月日			
出来形部分検査年月日			
中間検査年月日			
受注者			
業務主任技術者			
担当技術者①			
担当技術者②			
担当技術者③			
照査技術者			
総括監督員			
主任監督員			
完了検査員			
総合評定点	業務評定		点 /点
	技術者評定	業務主任技術者	点 /点
		担当技術者	点 /点
		照査技術者	点 /点

注) 別添 1 の委託業務成績採点表により評定し、総合評定点は四捨五入により整数とする。

別添1

委託業務成績採点表

所属名 _____

委託箇所		受注者名				契約番号		完了年月日			
						工事番号		検査年月日			
委託名		契約金額			履行期間						
評価項目				主任監督員			総括監督員			検査員	
項目	細別		得点	配分	評定	得点	配分	評定	得点	配分	評定
1. 専門技術力	I 提案力、改善力			10/10							
	II 業務執行技術力			1/10			5/10			4/10	
	III 施工時への配慮			10/10							
	IV コスト把握能力			10/10							
2. 管理技術力	I 工程管理能力			10/10							
	II 品質管理能力			10/10							
	III 迅速性、弾力性、調整能力			10/10							
3. コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性			1/10						9/10	
4. 取組姿勢	責任感、積極性、倫理観			1/10			9/10				
5. 成果品の品質				1/10						9/10	
平均点	業務評定										
	技術者 評定	業務主任技術者									
		担当技術者									
		照査技術者									
6. 業務執行に係る過失に伴う減点	I 業務執行上の過失										
	II 守秘性に係る過失										
7. 事故等による減点											
8. その他 (①瑕疵修補・損害賠償による減点②低入札調査における虚偽説明等による減点)											
評定点	業務評定										
	技術者 評定	業務主任技術者									
		担当技術者									
		照査技術者									
所見 (必ず記載すること)			主任監督員			総括監督員			検査員		

別に定める基準

委託業務成績評定審査基準

1. 総括監督員審査基準

(1) 審査方法

総括監督員は、評定趣旨を十分理解し尊重したうえで、それぞれ総合的に評定を行う。

(2) 評定点範囲

採点表（総括監督員用）の該当評価項目について、それぞれ総合的に判断して評定するものとする。

2. 主任監督員及び検査員審査基準

評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、各評価の評定を行うものとする。

（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

3. 事故等による減点等

(1) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、「栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」別表第1～2の措置基準及び「栃木県建設工事等請負業者指名停止基準の運用について」に該当する指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表—1を参考として－15点まで減点することができる。

別表—1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止 1 か月まで	指名停止が 1 カ月を超える
審査点	－3 点	－5 点	－10 点	－15 点

(2) その他

① 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書の瑕疵担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点（100点満点換算）に対して、別表—2を参考として－20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは軽微なミス of 修正ではない大

幅な修補をいう。また、「栃木県委託業務成績評定要領」（以下「評定要領」という）第7条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第8条に定める評定の修正を行うものとする。

別表一 2 瑕疵修補及び損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考查点	-10点	-20点

② 低入札価格調査における虚偽説明等による減点

「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領」第12条の規定により業務成績評定点を減点する場合は、当該業務の総合評定点に対して、別表一3を参考として-10点まで減点することができる。また、この場合評定要領第8条に定める評定の修正を行うものとする。

なお、この場合、「公表実施要領」別記様式第1及び第2に定める委託業務成績評定表及び委託業務成績評定通知書別表においては、「その他（低入札価格調査における虚偽説明等による減点）」として記入するものとする。

別表一3 相当の理由なく期限内に重点調査提出書類作成要領等に基づいて作成された調査票等の提出がないとき又は調査票等に虚偽の記入があることが判明した場合の減点基準

区 分	調査票等に一部記入ミスがあるとき	調査票等に多数記入ミスがあるとき	受注者の故意又は重大な過失による虚偽報告の場合
	調査票等に軽微な不備があるとき	調査票等に一部不備があるとき	相当の理由なく期限内に調査票等の提出がないとき
考查点	-3点	-5点	-10点

4. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取り扱い

対象業務が「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の考查をもって評定点とみなすものとする。

ここで、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」の三者のうち複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」の取り扱いについては、以下を参考とされたい。

- ・「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分のどれかが 500 万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。
- ・「地質調査、単純調査等業務、測量作業」、「調査業務、計画業務」、「設計業務」対象部分のどれもが 500 万円を超えるとき、もしくはどれもが 500 万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して「主たる業務」を 1 つ選定するものとする。
これらの取り扱いは、主任監督員及び検査員で統一するものとする。

5. 単純調査業務について

「調査業務、計画業務」は、広範かつ高度な専門知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものであるため、これについては「調査業務、計画業務」採点表を使用するものとする。しかしながら、この採点表を「県土整備部設計業務共通仕様書」第 1204 条及び 1205 条に規定する業務には、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等も含まれることから、これを「単純調査業務」と定義し、「地質調査、単純調査等業務、測量作業」採点表を用いて評定するものとする。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考として判断するものとする。また、道路等維持管理業務委託及び電気・機械設備等定期点検業務委託、補償費算定業務等に類する業務は単純調査業務に含まないものとする。

・「単純調査業務」の例

各部門共通

単純なデータ収集整理業務
単純なデータ処理業務
書類編集的な業務
文献収集業務
事業評価解析業務

河川、砂防及び海岸

水理・水文観測業務
データ加工業務（降雨解析等）
不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
補償数量の算出
工事記録等資料の分類・整理
工事図面集、写真集等の作成

道路	一般的な現地調査 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備 情報	施工関連資料の収集整理 定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法 が JIS 等で規定されている測定業務

6. 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや単純調査業務の選定は、主任監督員が決定するものとする。

7. 技術者の評定について

各技術者の評定点は、業務に対する評定点のうち、以下の評価項目を抽出し、8. 総合評定点についての重みづけを考慮して付加するものとする。

評価項目		業務主任 技術者	担当 技術者	照査 技術者	
専門技術力	提案力、改善力	○	○	—	
	業務執行技術力	○	○	—	
	施工時への配慮 (注2)	概略設計、予備設計	○	○	—
		詳細設計	○	○	—
コスト把握能力(注2)		○	○	—	
管理技術力	工程管理能力	○	—	—	
	品質管理能力	○	—	○	
	迅速性、弾力性、調整能力	○	—	—	
コミュニケーション力	説明力、「プレゼンテーション力、協調性	○	○	—	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	○	○	—	
成果品の品質		○	○	○	

注) 1. 「担当技術者」はそれぞれ3人までとする。

2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

8. 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて各評価項目ごとに以下の重み付けを考慮するものとする。

評価項目		地質調査、単純調査等業務、測量業務				調査業務、計画業務				設計業務				
		評定	技術者評定			評定	技術者評定			評定	技術者評定			
			主任	担当	照査		主任	担当	照査		主任	担当	照査	
専門技術力	提案力、改善力	2	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	
	業務遂行技術力	4	4	4	—	4	4	4	—	4	4	4	—	
	施工時への配慮	概略設計、予備設計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
		詳細設計	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
	コスト把握能力(注2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—
管理技術力	工程管理能力	2	2	—	—	2	2	—	—	2	2	—	—	
	品質管理能力	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	2	
	迅速性、弾力性、調整能力	1	1	—	—	1	1	—	—	1	1	—	—	
コミュニケーション力	説明力、プレゼンテーション力、協調性	1	1	1	—	1	1	1	—	1	1	1	—	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	2	2	2	—	2	2	2	—	2	2	2	—	
成果品の品質		7	7	4	1	7	7	4	1	8	8	5	1	
合計		21	21	13	3	21	21	13	3	24	24	16	3	

注) 1. 「担当技術者」はそれぞれ3人までとする。

2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。